

野田市告示第50号

公共下水道（汚水）の供用を開始するので、下水道法第9条の規定に基づき、次のとおり告示する。

その関係図面は、野田市の休日を定める条例（平成元年野田市条例第18号）第1条第1項に定める市の休日を除く令和6年3月15日から3月31日の午前8時30分から午後5時15分の間、に当市建設局土木部下水道課事務室に備え置いて縦覧に供する。

令和6年 3月15日

野田市長 鈴木 有

記

1 供用を開始する年月日

令和6年 4月 1日

2 供用を開始する区域

処理分区	大字	字	区分
野田第1-2	尾崎 七光台	南谷原	各一部
野田第1-3	七光台		一部
野田第2-2	柳沢新田 尾崎	庚申塚	各一部
野田第2-3	柳沢新田	庚申塚	一部
野田第4	上花輪 山崎 桜台 中根新田 花井新田	神明腰、大和田 北大和田 往還西通 鹿島前 上三丁歩	各一部
野田第5	山崎	上里	一部

3 供用を開始する排水施設の位置

(1) 野田第1 - 2 処理分区

管番号	起 点	終 点
57	七光台 440-21	七光台 440-18
110-3	尾崎字南谷原 968-2	尾崎字南谷原 968-9
2742	七光台 438-6	七光台 441-6
2743	七光台 441-6	七光台 455-14
2745	七光台 455-14	七光台 457-33
2746	七光台 457-31	七光台 457-28

(2) 野田第1 - 3 処理分区

管番号	起 点	終 点
166	七光台 312-21	七光台 337-2
167	七光台 312-14	七光台 337-2
168	七光台 337-2	七光台 316-46
170	七光台 316-46	七光台 316-2
171	七光台 332-3	七光台 316-2
172	七光台 316-2	七光台 331-22
174	七光台 331-24	七光台 331-22
176	七光台 331-22	七光台 331-1
178	七光台 331-1	七光台 321-4
179	七光台 321-7	七光台 321-4
181	七光台 321-4	七光台 231-19
183	七光台 231-19	七光台 330-14
201	七光台 182-5	七光台 182-7
202	七光台 181-7	七光台 182-7
203	七光台 182-7	七光台 182-16
204	七光台 179-2	七光台 182-16
205	七光台 182-16	七光台 182-1
206	七光台 131-1	七光台 182-1
207	七光台 182-1	七光台 182-27

(3) 野田第2 - 2 処理分区

管番号	起 点	終 点
面のみ	柳沢新田字庚申塚 54-6、54-7	
面のみ	尾崎字清水 80-3、83-1	

(4) 野田第2-3処理分区

管番号	起 点	終 点
2062	柳沢新田字庚申塚 49-17	柳沢新田字庚申塚 49-24
2063	柳沢新田字庚申塚 49-22	柳沢新田字庚申塚 49-24
2064	柳沢新田字庚申塚 49-24	柳沢新田字庚申塚 52-11
2065	柳沢新田字庚申塚 52-11	柳沢新田字庚申塚 52-11
2066	柳沢新田字庚申塚 52-11	柳沢新田字庚申塚 49-53
2067-1	柳沢新田字庚申塚 52-23	柳沢新田字庚申塚 49-53
2068-1	柳沢新田字庚申塚 49-53	柳沢新田字庚申塚 52-14
2068-2	柳沢新田字庚申塚 52-12	柳沢新田字庚申塚 49-53
2070	柳沢新田字庚申塚 52-19	柳沢新田字庚申塚 52-23

(5) 野田第4処理分区

管番号	起 点	終 点
548-1	上花輪字神明腰 1167-2	上花輪字神明腰 1167-5
548-3	上花輪字神明腰 1167-5	上花輪字神明腰 1163
549	上花輪字神明腰 1163	上花輪字大和田 87-1
550	上花輪字大和田 87-1	上花輪字大和田 54-1
554	上花輪字神明腰 1169-10	上花輪字神明腰 1169-4
555	上花輪字神明腰 1169-4	上花輪字神明腰 1167-2
面のみ	山崎字北大和田 1385-5、 1385-7、1385-14、1385-15	
面のみ	桜台字往還西通 41-2、44-1、 45-1、45-3、46-4	
面のみ	中根新田字鹿島前 196-19 の一 部、217 の一部	
面のみ	花井新田上三丁歩 250-23 の一 部、250-24 の一部、250-67 の 一部、250-68 の一部、250-142、 250-143、250-145、250-146、 250-147	

(6) 野田第5処理分区

管番号	起 点	終 点
面のみ	山崎字上里 1030、1031	

4 供用を開始する排水施設の分流式又は合流式の別
分流式

5 下水の処理を開始する公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の名
称及び位置

- (1) 江戸川第一終末処理場 市川市下妙典、本行徳及び加藤新田
- (2) 江戸川第二終末処理場 市川市福栄四丁目